

◆ 『小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例』に基づく

歴史的建造物等の保全事業◆

事業名(金額)	内 容
歴史的建造物等保全 対策事業 (233,737円)	景観条例で歴史的建造物として保全すべき建造物のうち、特に重要と認められるものを「小樽市指定歴史的建造物」として指定しています。 これらの価値や保全の意義を広く市民や観光客等へ伝えるため、説明用看板や銘板を設置しています。 そのうち、老朽化した説明用看板4基について表示面等の補修を行い、その費用として寄付金の一部を活用しました。

■ 歴史的建造物等保全対策事業 ■

「小樽市指定歴史的建造物 説明用看板（5か国語表記）」

